

京都市告示第 61 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園を変更したので、法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和 6 年 4 月 8 日

京都市長 松井孝治

1 公園の名称

3・3・57号 東吉祥院公園

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

京都市南区吉祥院観音堂町 4 2

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)